

自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
自立支援医療（精神通院医療）の
受給者証の有効期間を自動で1年間延長します。

◇令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方全員について、有効期間を1年間延長します。

◇現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日を読み替えになりますので、引き続き窓口でお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。

◇すでに更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。

※通院する病院や薬局を変更したい場合については、従来通り、市町村窓口への変更申請が必要です。そのほか、受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、市町村窓口で変更申請を行ってください。

※裏面もご確認ください。

自立支援医療（精神通院）

こんなときは？

Q1 有効期間を延長するのに、何か手続きする必要があるのか？

A1 手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、市町村及び医療機関等において、有効期間を読み替える対応をします。

Q2 自己負担上限額管理票の記入欄が埋まっているがその場合はどうするのか？

A2 指定医療機関に対して、現在お持ちの受給者証に上限額管理票を貼り付けてもらうように依頼しています。

Q3 診断書の提出は2年に一度とされている。本来当該期間に診断書が必要であった方、不要であった方とそれぞれ取り扱いに違いがあるが、どんな取り扱いになるのか？

A3 診断書が必要であった方、不要であった方それぞれの本来提出する時期を1年遅らせることとなります。

【例】令和2年6月30日に期限が満了する受給者について、同年の6月1日以降の更新申請を予定していた場合

- ・本来診断書の提出が必要であった受給者 令和3年6月1日以降の申請時(次回)に提出
- ・本来診断書の提出が不要であった受給者 令和4年6月1日以降の申請時(次々回)に提出

ご不明な点等ございましたら、お住まいの市町村にお問い合わせください。

熊本県障がい者支援課

熊本県精神保健福祉センター